

## 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第1回）

令和3年9月17日

**【根来基盤強化室長】** それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまより、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議第1回を開催いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座長の選任まで司会を務めさせていただきます文化庁の根来と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日御出席の皆様の御紹介は、時間が限られておりますので、大変恐縮でございますが、資料2の座席表、また出席者一覧をもって代えさせていただきます。また、本日は北村委員が遅れての御参加となります。また長澤委員及び福井委員が御欠席でございます。お2人の委員からは書面で御意見をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

それでは簡単に、本日の議事の流れについて御説明させていただきます。まず現在は非公開でございますが、この後、座長を選任いただきまして、本日の会議を公開とするか非公開とするかについてお決めいただけます。公開の場合はプレスが入室し、事前に傍聴登録をされた方はオンラインで御覧になることができます。長官の挨拶終了後、事務局から本日の資料1から5までにつきまして御説明させていただきます。その後、本日オブザーバーとして御出席をいただいております各府省庁から関連する取組について御説明いただきたいと思います。その後、改めて事務局から資料7、主な検討課題について御説明させていただいた上で委員の皆様の御議論となります。なお、お手元の資料の1から10につきましては、本日、10時から文化庁のホームページで公表しております。お手元の資料がないという場合には、お申しつけいただけますと幸いです。

それでは、座長の選任に移りたいと思います。事務局からの御提案で誠に恐れ入りますが、座長につきましては、鎌田委員、また副座長につきましては長澤委員にお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【根来基盤強化室長】** ありがとうございます。

それでは、鎌田委員、長澤委員にお願いしたいと思います。この後の議事進行は鎌田座長にお願いいたします。鎌田座長、どうぞよろしく願いいたします。

【鎌田座長】 皆さん初めまして、東洋大学で今、名誉教授をしております鎌田と申します。皆様の忌憚のない御意見をいただくように議事進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。では座らせていただきます。

それではまず、本日の議事の公開・非公開について決定したいと思います。本会議は、資料の取扱い要領の3. (5)号により、原則公開となっているため、本日の議事については公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鎌田座長】 異議はないと認めます。それでは本日の議事については公開とします。

事務局は、プレス入室を許可してください。よろしくお願いいたします。

(プレス・傍聴者入室)

【鎌田座長】 それでは都倉文化庁長官から御挨拶いただきたいと思います。長官、よろしくお願いいたします。

【都倉文化庁長官】 皆様こんにちは。文化庁の都倉でございます。今日は本当にお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

我が国の文化立国に向かう一つの大きな目標がございます。以前、プレスにもお話ししましたが、我が国の大量生産・大量消費という時代はとうに転換期を迎えているわけでありまして、これからどのような付加価値を持ってこの国の一つの財産として、力として、世界に挑んでいくかという、そういう時期に来ていると。その付加価値の最たるものが文化芸術ではないかと私も考えております。我が国の文化といいますのは、和をもってという一つの大きな土壌があるわけでありまして。これはもう日本の国の一つの美しい美学ではないかということも考えるわけでありまして、この和が、こと契約ということになりますと、甚だ邪魔になっている考え方になってくると。そういう背景もあるかと思えます。

私も長い間、創作活動をやってきましたが、私は個人でやっておりますので、自分の気が入れば徹夜もする。何日も徹夜を続けて船を漕ぐみたいなことをやってきたわけですが、ことプロジェクトということになりますと、私の経験上も非常に、ただ働きといえますか、その労働に、あるいはその才能の提供に値する対価を得てないというケースが多々あります。

私はアメリカとかヨーロッパでも長い間仕事をしてまいりましたが、アメリカとかにありますユニオン制度みたいなものが必ずしも僕はいいいというふうに思っているわけではございません。この縛りというものが、大きな、アメリカみたいに成熟した大きな産業に

なってしまうばそういうことも必要かも分かりませんが、今の日本で、あまりに縛りをきつくしてしまうと、それはそれなりの弊害が出てくるのではないかという気もいたしますが、しかしその中で、若い、このポストコロナで、日本の文化芸術を担っていかなきゃならない才能、これは日本の文化国家を目指す立場としては大きなリソースになっていくわけであります。この人たちがちゃんとした労働、あるいは才能を提供した対価を保障されない限り、日本は文化芸術が一つのインダストリーとして発展するという余地がなくなってしまうと。これは最低限のやっぱり約束事としては確立しなきゃいけないのではないかと思います。うふうに、私は個人的にも考えているわけであります。

今日は先生方におかれましては、お忙しい中、御参集いただきましたが、我が国の文化芸術分野における適正な契約関係の構築、そのヒントになる、あるいはそれをリードしていただけるような御意見を賜れば大変ありがたいというふうに考えております。ありがとうございました。

**【鎌田座長】** 長官、どうもありがとうございました。

長官は公務の関係上、ここで退室となります。ありがとうございました。

(都倉文化庁長官退室)

**【鎌田座長】** それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

**【根来基盤強化室長】** それでは資料1から5について御説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、今回の本検討会議の取扱い要領でございます。別紙には委員の皆様のお名前の一覧が載っております。

次に資料2でございます。資料2は本日の出席委員、またオブザーバーの省庁の皆様のお名前、また文化庁の出席者が書いてございます。

それから資料3でございます。資料3は昨年12月に発表いたしました、文化庁が行いましたアンケートの調査結果でございます。このアンケートはコロナを踏まえまして、コロナの影響や活動実態を捉えることを目指しまして、文化芸術活動に携わる方々にオンラインでアンケートに答えていただいたものでございます。その中から、特に契約に関わるものを抜粋いたしました。資料3の1ページ、下半分でございますけれども、まず、文化芸術活動の主な取組方を尋ねたところ、個人として、団体、会社等に仕事を依頼され、活動されている方が43.1%、また、個人として自ら企画・制作し、活動されていらっしゃる方が35.5%ということで、個人として活動されていらっしゃる方が約8割いらっしゃるということが分かりました。

また、次の2ページでございますが、これまで依頼者や雇用主との関係でどのようなこと

があったかをお尋ねしたところ、報酬や仕事内容が明示されていなかった方が19.6%、また報酬（給与）が低過ぎるなど、不利な条件での仕事の受託を求められた方が13.3%、そして、そのような問題があったときに、どのように対処されたかを複数選択で御回答いただいたところ、依頼者（雇用主）と直接交渉した方が45.8%、また、今後の活動に支障をきたすことを恐れ、交渉せずに受け入れた方が50.9%いらっしゃいました。

次に、3ページでございます。契約に当たって書面のやり取りをしているかをお尋ねしたところ、個人として活動されている方は、特に文書のやり取りはなく、メールのやり取りしかないとお答えになった方が46.8%、また、雇用されている方につきましては、雇用契約書や就業規則等、特に文書のやり取りはなかったという方が59.3%いらっしゃいました。

次の4ページでございますが、こちらは自由記述で、改善してほしい制度的な課題について御記入いただいた中から、特に契約関連について抜粋をしたものでございます。例えば契約に関しましては、仕事の依頼も口約束が多く、コロナの中で契約や補償もなく収入が途絶えたですとか、あるいは契約内容につきましては、稽古期間、リハーサル期間は無報酬、また交通費や諸経費が全く出ないことも多い。キャンセルポリシーにつきましては、コロナでスケジュールが変わり、次の仕事を入れられなくなったときの補償がない。また、拘束時間が増えてもギャラは増えない。仕事が先方都合でキャンセルになった場合のキャンセル料の取決めがない。コロナの影響と言われ、キャンセル料を頂けないことがある。やむなく受け入れているが、実際はスケジュールの確保とコストが発生しており、収入にも大きく影響する。

また、就業環境につきましては、仕事を発注する側も請ける側も、法律を守る意識が低い。事後の減額要求や急な解雇、高所作業等、安全性を担保しないで行っている。けがや事故など安全管理に問題がある上、ハラスメントや低収入の問題もあり、社会保障制度も整備されていない。メンタルケアの意識もない。芸術家等へのサポート、セーフティーネット、契約義務等の社会的制度の整備遅れなど問題が多いといった自由記述が見られたところでございます。

次に、資料4でございます。このような調査結果を踏まえまして、本検討会議では、文化芸術の担い手である芸術家の皆様が一方当事者となる契約について御議論をいただきたいと考えました。「芸術家等」の定義でございますが、文化芸術基本法の第16条に様々な方々が列挙されていますが、例えば、①といたしまして、文化芸術に関する創造的活動を行う者。また、②としまして伝統芸能の伝承者。こういった方々が、いわゆる芸術家としてよくイメ

ージされる方々でございますが、このような芸術家に加えまして、例えば④、文化芸術活動に関する企画または制作を行う者。⑤文化芸術活動に関する技術者、⑥文化施設の管理及び運営を行う者。こういったスタッフの方も含めて、芸術家、スタッフ、合わせて文化芸術の担い手であると思いますので、本検討会議では、このような方々が一方当事者となる契約について御議論いただいております。

次に資料5でございます。このような契約や取引環境につきまして、特にフリーランスについて大きな課題がありますので、昨年の成長戦略におきまして、フリーランスガイドラインにつきまして言及があったところでございますが、本年6月の骨太の方針の中でも、フリーランスにつきまして、フリーランスガイドラインを踏まえた関係法令の適切な運用、また、事業者との取引について、書面での契約のルール化などを検討したり、これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備することや、同じく成長戦略実行計画でも、内閣官房が実施された実態聴取でも、約6割の方が、そもそも書面ですとか電子メールが交付されていないですとか、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった方が6割いらっしゃるという調査結果がございまして、こうした状況を改善し、安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討するといったことも書かれております。

裏面でございますが、成長戦略のフォローアップといたしまして、事業者とフリーランスの取引に関して、独禁法や下請法、労働関係法令の適用関係、及びこれらに基づく問題行動、問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、リーフレット等でフリーランスへの周知を行うとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独禁法や下請法に基づく執行体制を充実するといったことも書かれております。これらのことにつきましては、この後、本日御出席の各省庁の皆様から御説明をいただきたいと思っております。

また、最後に一番下でございますが、文化庁に関しましては、文化芸術活動を通じた希望の灯りが光り輝き続けるよう、2021年度から、新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や事業環境の改善に向けた取組を進めるということがフォローアップに明記されておきまして、こういったことに基づきまして、本日この会議を立ち上げさせていただきました。

説明は以上でございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

続いて、オブザーバーの府省庁からの取組説明をお願いいたします。順番ですけれども、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省、総務省、経済産業省、内閣府の順に、各5分程度で御説明をお願いします。

それでは公正取引委員会からお願いいたします。

【五十嵐経済調査室長】 公正取引委員会経済調査室の五十嵐と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着席で失礼いたします。

当委員会からは口頭で、簡単で恐縮でございますけれども、本検討会議のテーマに関連する取組として、冒頭事務局からも御紹介がありました、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の関連部分を御紹介させていただきたいと存じます。公正取引委員会では、平成30年に有識者による人材と競争政策に関する検討会報告書を公表するなど、競争政策の観点から人材分野に目を向けてきたところでございます。

同時に、フリーランスにつきましては、先ほど御紹介がありましたように、政府全体の取組としても重要な課題になっておりまして、令和2年2月から3月にかけて、内閣官房と関係省庁が連携して、一元的にフリーランスの実態を把握するための調査を実施し、その調査結果に基づきまして、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性の検討をなされた結果、令和2年7月に閣議決定された昨年の成長戦略実行計画におきまして、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に保護ルールの整備を行うことが決まりました。これを踏まえまして、本年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁の連名で、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が策定されたということでございます。

このガイドラインでは、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、つまりいわゆる下請法、及び労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化しており、公正取引委員会では、主に独占禁止法、下請法に関して、フリーランスと取引を行う事業者や仲介事業者が遵守すべき事項に関する部分の策定を担当いたしました。このガイドラインについて、本検討会議で取り上げられる芸術家等の契約関係が、独占禁止法、下請法の適用対象となるという前提で、本検討会議のテーマと関係の深い部分を簡単に御紹介させていただきたいと存じます。

ガイドラインにはフリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項がございまして、その中で、発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方を示しており

ます。そして発注時に取引条件を明確にすることが困難な事情があるなどの正当な理由がない限り、発注事業者が当該書面を交付しないことは独占禁止法上不適切であると記載しております。このような記載を行った趣旨といたしましては、独占禁止法上、書面を交付しないこと自体は違法ではございませんが、発注事業者が役務等を委託するに当たって、発注時の取引条件を明確にする書面を交付しないといった場合には、発注事業者は発注後に取引条件を一方的に変更しやすくなったりすることになり、そういった場合に、それを明らかにすることが困難な場合も生じやすくなりますので、ガイドラインで例示するような優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因と考えられます。したがって、優越的地位の濫用となる行為を未然に防止するためには、発注事業者において、そのようなフリーランスが発注時の取引条件を書面で確認することができるような対応をすることが必要であると考えました。

このガイドラインでは、このほかに取引当事者間であらかじめ決めた取引条件を明確にする手段として、電子メール等の電磁的記録を含む場合なども紹介して、留意点を明らかにしているところでございます。また、ガイドラインでは書面のひな型であるとか、フリーランスに労働関係法令が適用される場合の判断基準も示されておりますが、この後、他のオブザーバー省庁から御紹介があるものと存じます。

ガイドラインにつきましては、今年6月に閣議決定されました成長戦略フォローアップでも、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によって、発注事業者のみならず、フリーランスの方々にしっかり届くよう政府一体となって内容を周知するというところになっておりまして、公正取引委員会でも周知、相談活動に取り組んでいるところでございます。また、フリーランスと発注事業者との間にトラブルが生じたときに相談できる相談窓口である「フリーランス・トラブル110番」が設置されており、これもこの後御紹介があると思っておりますけれども、必要に応じて関係機関を案内するなど、フリーランスに関する関係省庁が連携して相談対応を実施しているところでございまして、公正取引委員会もこれに対応しているところでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。ありがとうございました。

**【鎌田座長】** それでは、続けてどうぞお願いいたします。

**【遠藤取引課長】** 中小企業庁取引課長の遠藤と申します。今日はよろしくお願いたします。

お手元の資料6-1に基づいて御説明しますので、御用意いただければと思います。まず初

めのページには、中小企業庁取引課で今取り組んでいる重点政策の全体像という紙をお付けしました。ちなみに、中小企業という用語の範囲ですけれども、個人事業者は全部中小企業者の定義の中に含んでおりますので、この会議で議論される文化芸術分野の皆様を含めて、個人で活動していらっしゃる事業者の方は全部中小企業政策の枠内として、我々も施策に取り組んでいくという関係になっています。

取引課の重点5課題ですが、この中でこの場の議論で最も関係してくるのは、一番上の「価格決定方法の適正化」です。今、事務局からもお話があったとおり、やはり個人事業者ですと、特に発注側との関係で力関係に差があるため、取引価格が不満足であるとか、あるいは不足であっても、なかなか交渉がうまくできないということがあると思います。そのときに、例えば契約に違反しているような行為に関しては法律で取り締まるということもできると思うのですが、そもそも契約交渉の段階でなかなか話せないといった問題については一律の法規制にもなじまない面があります。そこで、この数年、製造業や流通業、サービス業といった幅広い業界に、「自主行動計画」というものを作成いただき、業界として、違法とまでは言えないけれども不適正であるような取引慣行を是正していくという取組を、それぞれの業界で取り組んでいただいています。

その取組を加速する観点から、今年は実は、この9月がまさにそれなのですけれども、「価格交渉促進月間」というものを設けております。これは、今、事務局からも御説明があったとおり、文化芸術分野においても、問題があるときに、半分くらいの方は発注側との関係を気にして価格交渉を持ちかけられないという状況がありますので、まず発注側に、価格交渉にきちんと柔軟に応じていきましょう、取引先との共存共栄を図ることは社会的責任なんです、ということをお我々から呼びかけるという運動を実施しております。中小企業庁と経団連と、それから日本商工会議所の3者で呼びかけて、今、経済界に幅広く、それを周知しているところでございます。文化芸術分野の皆様にも、なるべく呼びかけが届けばいいなと思っているところでございます。

次に、2ページ目、3ページ目は、今申し上げた自主行動計画についての御紹介ですが、製造業だけでなく、結構幅広い分野の業界の皆様にも、それぞれ業界としての自主行動計画をつくっていただいています。これに関しては、4ページ、1の3ですけれども、毎年、中小企業政策審議会取引問題小委員会や、官邸のワーキンググループで、これをフォローアップしていき、進捗状況を見ながら、足りない取組をどんどん足していくという形で、PDCAをきちんと回して進めています。こうしたことが、取引課の仕事の全体像でございます。



その中で、特にフリーランスへの対応については、先ほど事務局から御説明があったとおり、文化芸術分野においても8割の方は個人で活動していらっしゃるということで、フリーランスという領域とイコールではないにしても相当重なり合っているため、今回、我々もここに参集していると認識しています。ガイドラインの中身については、先ほど公正取引委員会から詳しく御説明があったので割愛いたしますが、まさにそのガイドラインを作った担当部局というのが、ここにいる公正取引委員会と、我々中小企業庁と、それからこちらにいる厚生労働省、この3者がガイドラインの担当課となります。これに内閣官房がそれをまとめる形で、4省でこのガイドラインはつくられています。

その中で、中小企業庁が特に行ったのは、今、公正取引委員会からも若干御説明があったとおり、ガイドラインに別添として、契約書のひな型をつくるという部分を我々は担当させていただきました。資料の最後のページが、そのひな型例です。これはフリーランス一般の契約書のひな型なので、それぞれの仕事の内容に応じて契約内容は違ってくるので、このひな型では足りないところというのはもちろんあると思います。発注内容について、例1、例2として、製造加工とか原稿作成など幾つかのパターンをお示していますが、恐らく文化芸術分野ということに限定すると、これで足りない部分も出てくると思います。契約書のひな型という議論は、今後、この会議の大きなテーマの一つになってくると思いますので、このガイドラインに縛られる必要はないと思いますが、既存のものが一応あるということで、御参考にしていただければと思います。それからこの会議の中で、文化芸術分野のことに限らず、フリーランス一般に適用できる議論がありましたら、我々自身の政策を進めていく題材にもなってくるかもしれません。そこは双方向で、実りある議論をしていただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

**【堀在宅労働課長】** 厚生労働省雇用環境均等局在宅労働課長の堀と申します。よろしくお願いたします。

それでは厚生労働省から、フリーランス関連の施策につきまして御説明をさせていただきます。今回、契約関係に関する検討会議ということでございますので、フリーランスガイドラインの厚労省関係部分と、それから「フリーランス・トラブル110番」の関係について御説明をさせていただきます。

1ページ目を御覧いただければと思います。今、御説明がございましたけれども、フリーランスガイドラインにつきましては、令和3年3月に策定をされたところでございます。厚生

労働省関係部分といたしましては、現行法上の雇用に該当する場合の判断基準の整理ということで、この赤枠で囲っているところが関係する部分でございます。雇用に該当する部分の判断基準を整理しております。労働関係法令が適用される場合について明確化を図ったというものでございます。

1番が総論というところでございまして、まずはフリーランスに労働関係法令が適用される場合ということでございますけれども、フリーランスとして請負契約や準委任契約といった契約で仕事をしている場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、その契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて労働者かどうか判断されるということでございます。したがって、2番、3番は労働基準法における労働者性の判断基準、4番、5番が労働組合法における労働者性の判断要素とその具体的考えということでございますけれども、労働基準法上の労働者と認められる場合には、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用されますし、労働組合法上の労働者と認められる場合には、団体交渉を正当な理由なく拒んだりするといったことが労組法上禁止されるということになってございます。

続きまして、2ページ目でございます。「フリーランス・トラブル110番」についてでございます。関係省庁として内閣官房さん、公正取引委員会さん、中小企業庁さんと連携をいたしまして、フリーランスの方と、発注者等との契約等のトラブルについて、弁護士の方にワンストップで相談できる窓口といたしまして、令和2年11月に設置をしたものでございます。トラブルが発生をいたしますと、まずは電話やメールで御相談いただき、必要があれば対面、もしくはWebで相談ということになります。さらにトラブルを解決したいという場合には和解のあっせんの手続等、適切と考えられる機関を紹介するというような流れで御相談に乗るということになってございます。

3ページ目でございます。相談件数についてでございます。11月に設置をいたしまして、3月ぐらいまで件数が徐々に増えてきておりました。このところの足元で言いますと約300件程度で相談件数は推移しているというような状況でございます。さらに和解のあっせん手続につきましても、毎月10件から20件ぐらい件数が挙がっているというような状況でございます。

4ページ目でございます。相談者の属性についてでございます。年齢といたしましては30代、40代のところがボリュームゾーンというふうになってございます。また業種のところ、これは全体の相談に占める割合ですので、そもそもそれに従事していらっしゃる方の人数

にもよる、あるいはそこでのトラブルがどのぐらいの割合で発生するかということにもよるわけではありますけれども、多いのはシステム開発、Web作成関係、あるいは配送関係、その後にデザイン関係とありまして、今回の関係で言えば、舞台・演劇関係が3.3%ですとか、映像・カメラマンといった業種が2.3%といった状況になっているということでございます。

以上、簡単ではございますけれども、厚生労働省における今回の関係の取組について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

【鎌田座長】 ありがとうございます。ではどうぞ。

【井田情報通信作品振興課長】 総務省情報通信作品振興課の井田でございます。失礼いたします。

早速でございますが、総務省で策定している「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」及びガイドラインを踏まえた主な取組について御説明をさせていただきます。このガイドラインでございますが、下請法の規制対象である情報成果物作成委託に係る取引として、放送コンテンツが追加されたことを受けまして、平成21年に策定いたしました。現在はフリーランスガイドラインの反映について検討中でございます。ガイドラインの対象は、地上テレビジョン放送事業者などの放送事業者と、放送コンテンツの制作に関わる番組制作でございます。

ガイドラインの構成でございますが、書面の交付、取引価格の決定といったテーマごとに章立てしてございまして、テーマごとに、下請法または独占禁止法上問題となり得る事例を提示し、下請法に関する運用基準や独占禁止法の指針等に照らして、下請法、また独占禁止法上留意すべき点を示しています。また、取引適正化に向けて、参考とすべき望ましい取引事例についても示しております。

2ページ目をお開きください。放送コンテンツの製作取引適正化に関する主な取組を御紹介させていただきます。総務省では主に記載されている4点を実施しております。1点目は、ガイドライン遵守状況調査実施・周知でございます。放送事業者がガイドラインを遵守しているか確認するとともに、下請振興法4条に基づく指導を念頭に置いた調査を実施しております。また、総務省から個別に団体等にガイドライン遵守の働きかけを行うことで、放送コンテンツの製作取引の適正化を推進しております。

2点目は、ガイドライン講習会の実施でございます。放送事業者や番組制作会社等を対象に、総務省主催でガイドライン講習会を実施しております。令和2年度は計12回、オンライ

ンで開催し、合計約1,000名の方に参加いただいております。令和3年度も、本年9月以降、開催を予定しております。

3点目は相談窓口の活用でございます。日本弁護士連合会と連携しまして、番組制作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を開設しております。相談内容によっては遵守状況調査などと連携しつつ、指導などを実施しております。また、弁護士の方には、2点目のガイドライン講習会の講師を担っていただいております。

最後に、フォローアップ調査（アンケート調査）による実態調査でございます。これは放送業界全体の実態を把握することを目的としまして、放送事業者や番組制作会社等を対象に、契約実態や取引構造に係る調査を実施しております。定量的な調査の分析結果を踏まえ、ガイドラインの改訂をはじめ、総務省における放送コンテンツの適正な取引推進のための施策に活用しております。

以上、簡単でございますが、総務省からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**【鎌田座長】**      ありがとうございます。それでは次をお願いいたします。

**【高木コンテンツ産業課長】**      経済産業省コンテンツ産業課の高木と申します。座って失礼します。

資料6-4を御覧いただければと思います。私ども経産省コンテンツ産業課では、いわゆるコンテンツ産業の振興を担当しておりまして、本日は映画とアニメの分野で、今日のテーマに沿う取組としてやってきていることを御紹介いたします。

おめくりいただき、1ページ目ですけれども、映画を中心とする映像産業はコンテンツ産業の中でも重要な位置を占めておりますが、この産業がどうやったら持続可能になるかという観点で、様々な方のお話をお伺いしていたところ、すごく乱暴な図になってはおりますが、こちらにあるような一種の悪循環にあるのではないかという話になりました。端的に申し上げますと、国内市場が、人口が増えなくて伸びない、製作費が低迷してしまう、一方で求められる映像のスペックが上がっていくので、現場にしわ寄せがきて、疲弊して就業環境が悪化する、それによってコンテンツの質も上げられないというような悪循環があるのではないかという話になりました。それを解決するために、海外にも打って出ていけるような大規模な映像制作を行い、そして、海外は、やはり日本より就業環境、取引環境がよいということもありまして、例えば共同製作なんかをしていくと、求められる現場の管理のレベルも上がっていくと考えております。また、それによって、クリエイティブな仕事に現場の方が

専念できるようになり、コンテンツの質も上がっていくのではないかと考えております。そのために、ニワトリと卵のようなところがありますが、様々な面からできる政策を打とうということをしてきております。

その一つとして、健全な現場というのはどういうことかということをもとにデータを集めるところから始めました。2019年に映画制作現場の実態調査を行いました。一部抜粋してお伝えします。映画制作を継続している理由は何かと聞いたところ、ほかの業種より圧倒的に高いと思いますが、映画が好きだから、この仕事が好きなからという方が大変多かったです。一方で、3ページ目になりますけれども、生活、仕事の満足度については、特にフリーランスの方を中心に不満度がかなり高く出ております。そして4ページ目になります、発注書・契約書の受領状況を聞きますと、65%の方がもらっていないと答えられまして、その方々に、契約書・発注書が欲しいかという御質問したところ、もらいたいと答えた方が77%いらっしゃいました。

こうしたことも踏まえまして、5ページ目になりますけれども、映像業界、様々なステークホルダーがありますが、こちらにありますように製作委員会、出資をする側と、それから出資者から依頼を受けて制作をする制作会社、そして現場で働いていらっしゃるフリーランスの方々、皆様にお集まりいただき、映画業界がどうやったら制作現場を適正化できるかということを検討していただきました。そして皆様に合意いただいた内容としましては、この真ん中の四角に書いてありますように、既存の各種法令において適法であることを前提に製作し、映画製作者と制作会社、そしてフリーランスが対等な関係を構築し、公正かつ透明な取引の実現が図られることが重要ではないかという結論に至っております。映画の作り手のフリーランスの方が安全・安心して働ける環境も重要だということで、フリーランスを前提としておりますので、取引環境を整備した上で、就業環境も合意が得られるようにしていくという方向性で、業界にて、何をしたらよいか議論していただいております。

6ページ目に、例えば製作委員会と制作会社の間でどういった契約が必要か、あるいは制作会社とフリーランスの間では、契約書面以外にも就業時間も含めて何らかのルールが必要ではないかといったような御議論をいただいております。

7ページ目になります、そこで合意できた内容を基に、業界としてガイドラインをつくり、協約を結び、個別の作品を制作するときに、そのガイドラインの内容に沿って制作をしているということを、申請をしていただいた上で認定していくような認定制度をつくってはどうかと。これを業界の自主的な取組としてやるということで話を進めていただいております。

ります。

続いて、アニメーション制作になります。アニメについても複雑な下請構造になっておりまして、テレビ局も関係しますので、総務省さんとも情報共有しながらやってきておりますけれども、9ページ目にありますように、アニメの制作において下請ガイドラインというものをつくっております。下請法にある4つの義務、11の禁止行為を、この分野において守っていただくためのガイドラインですけれども、令和元年、2年前に、現状を踏まえて一部改訂をしております。スケジュール管理、それから発注書面のひな型、ベストプラクティス、そういったものを拡充いたしまして、制作者側と、それからアニメーターの方々への周知を図っているところです。

簡単でございますが、以上になります。

**【鎌田座長】**       ありがとうございます。それでは次、お願いいたします。

**【塩原参事官】**     内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の塩原と申します。私のほうからは既に各省の皆さんから御説明いただいていることと内容的にちょっと重なるところがあるかと思いますが、政府全体のコンテンツ戦略の中における、クリエイターの就業環境改善に関する取組、位置づけ等について御説明をさせていただきたいと思っております。座って失礼させていただきます。

内閣府から資料6-5を配付させていただいておりますが、こちらにございますのは、裏を見ていただきますと、「知的財産推進計画2021」、今年の7月に決定されました、総理を本部長といたします政府の知的財産戦略本部決定の中で位置づけられている、クリエイター、コンテンツ制作におけるクリエイター就業環境改善についての課題の意識と、政府として取り組むべき施策についてまとめさせていただいたものでございます。

まず、この問題についての課題意識でございますけれども、表の一番上のところにもございますとおり、日本のコンテンツの制作現場は、下請構造やフリーランスが多いことがとりわけ特徴でございます。具体的にはその下にもございますけれども、制作現場における課題ということで、発注書面や契約が交わされない、著作権等の権利の帰属が曖昧、著作物の利益のクリエイターへの分配の問題などが従前から指摘されているところでもございます。そのほか、デジタル化の遅延等による生産者の課題等についての指摘もございます。こういった状況を踏まえまして、政府といたしましては、取引適正化、及び就業環境の改善に資するための各種ガイドラインの周知、既に御説明いただいておりますように、放送コンテンツの政策取引等につきましては総務省さんのガイドライン、またアニメーション制作業界に

おける適正取引等については経産省さんのガイドライン、また、一番新しいところでは、今年の3月に取りまとめられました、関係4省庁によって取りまとめました「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」、こういったガイドラインを周知し、遵守状況を調査することをもちまして、政府全体として就業環境改善を進めていきたいと。そのほか、映像産業については、取引適正化に向けた認定制度等の仕組みを構築することなどを、取り組むべき施策として位置づけているところでございます。

具体的には裏にあるとおりでございます。「施策の方向性」ということで、大きく4つのポイントということで記載させていただき、これらが政府の本部決定として位置づけられているものでございますが、著作物の利用に係る契約につきましては著作権契約書作成支援システム、これをさらに改善していく、再構築をしていくということ、また、先ほど申し上げました各種ガイドラインの周知支援や、適正取引に向けた認定制度等の仕組みの構築、また、今回のこの検討会の取組もまさしくこれに当たるかと思えますけれども、新型コロナの影響を受けたフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や事業環境の改善に向けた取組を進める。そのほか、コンテンツ業界を支えるクリエイターや制作に携わるスタッフの能力向上に資する教育プログラムやマネジメント人材の育成などの取組がこちらに挙げられているところでございます。

内閣府からは以上でございます。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

それでは、今、文化庁含めて様々な府省庁からの御説明がありましたけれども、これについて現時点で何か御質問はございますでしょうか。今御説明いただいた部分について、よろしいですか。また、会議が進行する中で御質問あれば、また必要な範囲で御回答いただくというふうに。私の感想としては、各省庁で法令に基づいて様々な取組がされている。そしてガイドラインもいろいろ策定して進められているということでありまして、今後、私どもの行うこういう取組と、整合性といいますか、どのように結びついていくのかということ、少し頭の整理をしていきたいというのが私の今聞いたところでの感想でございます。

ありがとうございます。それでは議論に入るに当たり、事務局から主な検討課題案の提示をお願いいたします。

**【根来基盤強化室長】** 鎌田先生、ありがとうございます。

資料7を御覧いただきたいと思っております。本会議の検討課題といたしまして、大きく5つ御提案させていただきます。

まず第1番目といたしまして、文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由、例えば資金調達の見通しですとか実施時期、企画内容等が流動的であるため、事前に書面で契約をしないということが慣習化になっているように感じます。また、立場の弱い受注者の側から、契約の書面化や内容の確認、条件の改善等を要求しづらく、不利な内容でも契約を締結してしまう方が多いように感じております。

次に2でございますが、こういった書面での契約がないことによって生じる問題といたしまして、例えば業務内容や報酬額、支払い時期、キャンセルポリシー、著作権・肖像権・パブリシティ権等の扱い、安全管理の経費や責任の所在等が不明確になる恐れがございます。また、優越的地位の濫用やハラスメント等が生じやすい環境にもなると思います。さらに報酬額の減少や活動機会の逸失等、これまでの活動実績等を客観的に証明することができず、今回のコロナで各省庁が御用意くださった支援事業に申請をできなかったというようなお話も聞いております。

3番といたしまして、分かりやすい契約書のひな型と解説の作成、契約自由の原則だからこそ必要な契約内容を正確に理解していただくことが必要かと考えております。また、契約内容を十分に理解した上で、自分が取るべきリスク管理を考えていくことが必要ではないかと考えております。

4番といたしまして、適正な契約の書面化に向けた関係者の理解促進や作成支援、適正な契約内容によるプロフェッショナルの自覚と確立、また、適正な契約の書面化を推進する政策誘導、こういったことも必要ではないかと考えております。

最後に5番目でございますが、契約書の必要性や理解を深める広報啓発。こういった契約の必要性につきましては、この文化芸術分野だけではなく、一般の方々にも重要性を認識していただく必要があるのではないかと考えております。誰でもセルフプロデュースができる時代だからこそ、誰にとっても必要なのが契約意識の醸成ではないかと思えます。また、適正な契約に基づく必要経費、例えば事前準備にかかった費用や時間なども含むと思えますけれども、そのような必要経費につきましても、価格転嫁をしていくということにつきまして、また国民の理解も必要かと思っております。また、実効性を確保するための相談窓口の設置、こういったことも検討する必要があるのではないかと思ひまして、このような検討課題について、ぜひ本検討会議での御議論をお願いしたいと思っております。

また、続きまして、本日御欠席の長澤委員、福井委員から、事前に書面で御意見をいただいておりますので御紹介をさせていただきます。



まず、資料8-1でございますが、長澤委員からの資料でございます。長澤委員は独禁法を専門とする弁護士でございまして、中でも優越的地位の濫用や下請法の問題にライフワークとして取り組んでいらっしゃいます。

まず、「適正な契約関係は文化芸術活動の基盤であること」といたしまして、優越的地位の濫用が独禁法で問題とされる本質は、相手方の自由で自主的な判断を阻害して不利益を及ぼすことにあります。各当事者が自由で自主的な判断に基づいて取引できることは、市場において自由な競争が行われるための前提条件であるからです。もちろん文化芸術分野においても、こういった規範の例外となるものではございませんが、多くの芸術家にとっては、このような契約条件の交渉はできれば避けたいものでありますし、また、文化芸術活動の集中力を妨げるもので、そういったことが文化芸術関係者の交渉力の弱さにつながっているのではないかという御指摘でございます。ただ、そういった、もっと交渉しろと求めるだけでなく、適正な契約に向けたサポートが必要となるというお話でございます。

次に、「予測可能性の確保が適正契約の基本」といたしまして、依頼時の約束に反して一方的にキャンセルをされたり、出演料を減額されたりするなど、予期せぬ不利益を受ける場合です。これらは契約違反であり、同意があったとしても、それは真の意思に反するものであることが大半です。このような行為が不当であることは明らかですが、問題はそもそも依頼時の約束がどのようなものであったのかが明確ではないことが多いことです。契約内容を書面化することは、当事者双方の予測可能性を確保し、芸術家の自由や自主性を確保する重要な手段となります。

また、「関係者による自主的な契約適正化を促す仕組みづくりを」。我が国では、契約は口頭でも成立するのが基本で、契約書の作成を法的に義務づけることは容易ではありません。また、業界全体として口頭で物事が進められている場合に、芸術家の依頼だけを書面化することには困難を伴うことでしょう。そのため、契約を書面化し、取引の適正を図ることは、各当事者にとって望ましいというインセンティブを業界全体で生じさせる仕組みを構築することが重要であると考えています。その上で、どのような内容を盛り込むことが契約書として望ましいか、そのひな型を提示することは、芸術家が文化芸術活動に集中できるようにするためにも意義のあることでしょう。

このような御意見をいただきました。

次に、資料8-2でございますが、福井委員からの提出資料でございます。福井先生は先ほど御説明申し上げました資料7の検討課題案に沿って御指摘をいただきました。

まず、2、一番上の段落でございますけれども、「契約書がないことによって生じる問題」についてという、私どもの提案につきまして、契約書がないから濫用やハラスメントが生じやすいとは限らず、その最悪のものは一方的な、あるいは曖昧な契約書に縛られたがゆえのトラブルだということが、先生が今まで御相談を受けてきた実績としての言葉でございます。また、最大の原因は、先ほど御説明しましたアンケートの結果にもございますが、交渉・協議せずに諦める環境にあるのではないのでしょうか。大事なのは、ビジネスの大事なポイントを理解し、協議し、それを契約書に落とし込める能力であり、その能力が不十分なままに書式だけの掛け声をかけても、フリーランスの地位向上には十分つながらない気がします。これは海外プラットフォームの日本進出が増える中、彼らによるクリエイターやスタッフ等との契約が増えると、契約の規約化とバリューギャップの問題として、ますます深刻化する可能性があります。プラットフォームの規約や、彼らが下請先に求める採択条件などの実態把握も検討対象とすべきように思います。

次に3番といたしまして、「わかりやすい契約書のひな型と解説の作成」につきましては、対策の決め手ではないのではないかと感じます。そもそも文化芸術分野のビジネスは、少数のひな型に押し込められるような定型的なものではなく、ジャンルや現場ごとに極めて多様であり、一括、DX化や社会変動の中で日々変わり続けています。

最後に、4番と5番の、「関係者の理解促進や作成支援」「契約書の必要性や理解を深める広報啓発」についてでございますが、まさに契約書の普及ではなく、契約書をちゃんと交わせる人を育てることが鍵に思えます。例えば芸術系やメディア系の大学の学部や専門学校での権利と契約教育、現場のプロに向けた契約スキルの継続教育、技能の認定などが考えられます。もちろん弁護士などの専門家による支援も大事ですが、専門家や専門団体による支援は、常に需要に比べれば遅れるため、セルフプロデュースのために、自ら契約を考え、契約を話し合えるフリーランスを育てることが必要と感じます。まずは各教育機関や業界団体に向けて、契約スキルに関する講義、講座の有無、分量や頻度、内容、受講生の人数規模などのアンケートを行い、実態を把握することからスタートしてはどうでしょうか。

以上のような御意見を賜りました。

以上でございます。

**【鎌田座長】**      ありがとうございます。

それでは、これから議論に入りますが、まずは、委員の方々に自己紹介とお持ちの課題意識などを手短かに、5分程度で御紹介いただければと思います。まず、口火を切るという意味

で、私から述べさせていただきます。

私は大学で労働法を教えている教員であります。フリーランスの保護を長年研究テーマにしてまいりました。厚生労働省に設置された雇用類似の働き方検討会の座長、官邸が設置した全世代型社会保障検討会議でも、フリーランスについて発言をしてまいりました。コロナ禍感染拡大でフリーランス、とりわけ芸能実演家の窮状、苦しみが明らかになりました。生活困窮者と位置づけられる人たちもおりました。労働者には一定のセーフティーネットが用意されておりますが、そうした人たちは外見上労働者ではないので、セーフティーネットから漏れています。政府は今年3月に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名でフリーランスガイドラインを公表し、それぞれがこれに沿ってフリーランス保護を図っているのが現状であります。これは一歩前進ではあります。フリーランスの働き方は多様で課題も異なっております。文化芸術分野には、昔から独自の取引慣行や風土があって、それがルールとなってきた面もありますが、かねてから問題点が指摘されてきているところでもあります。

この会議の目的は、文化芸術分野で働く人たちが納得でき、そしてその利益が守られるように、契約内容の明確化と適正化のためのガイドラインを作成し、その実効性を確保することと認識をしております。ポイントは、明確化、適正化、実効性確保であると思います。契約の書面化は、明確化に有益でありますし、適正化では、公正な取引ルール、報酬面での適正化、さらにハラスメント防止など、快適な就業環境の整備も課題となるでしょう。この会議には芸術分野の取引の実情に詳しい方が参加されているので、課題、問題点を洗い出し、問題解決に有効な仕組みを工夫できればと考えております。そして、このガイドラインがつくられましたら、その内容、この分野で仕事をする関係者全員が理解をするということが重要だと思います。その上で、実効性確保のため、ガイドラインに沿った契約書の作成を促す政策を打ち出すことや、トラブルに対する相談窓口を設けることも重要と考えております。

以上であります。

それでは、続いて芦野委員から、5分程度でお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

**【芦野委員】** 専修大学の芦野と申します。よろしくお願ひいたします。まず簡単に、私の専門分野と、関連するこれまでの取組についてお話をいたします。私の専門は民法、とりわけ契約方法ですが、これまで役務提供型契約、その中でも請負契約を中心に研究をしてまいりました。請負とは仕事の結果を約束して役務を提供するという契約ですが、建築請負のようなものを製作する請負のほか、講演や舞台での演技のように、純粹に役務だけを提供

するものも含まれます。文化芸術分野の働き方も、内容によっては請負契約に含まれることになるかと思えます。

働き方と法という面では、座長の労をお取りいただきます鎌田耕一先生に御指導いただきながら、厚生労働省の検討会で、雇用類似の働き方という観点から法的問題に取り組んでまいりました。また、本検討会に関連する内容としては、先ほど御紹介のありました経済産業省コンテンツ産業課委託調査、映画制作現場の適正化に向けた調査に関し、学識者としてインタビューを受けたこともございます。

次に、本検討会に関する課題認識についてお話しをいたします。まず大きな特徴としてですが、本検討会の検討対象、文化芸術分野の役務提供というのは、創造型役務提供契約に基づく役務提供と言うことができるのではないかと考えております。これは例えばフードデリバリーのような単純型役務提供契約に基づく役務の提供とは異なる特徴を有しているのではないかと思います。それを踏まえた上で、次の3つの観点から検討をしたいと考えております。

まず1つ目が、対象とその分類です。既に御紹介ありましたが、本検討会の対象である文化芸術分野といった場合に、どこまでが対象に含まれ、それをどのように分類するのかというのは、改めてもう一度検討したほうがいいのではないかと考えております。というのは、それによって交渉の前提、当事者の立場であるとか、あるいは求められる施策などが異なることがあり得ると考えるからです。先ほど仮定的に創造型役務提供契約と申しましたが、そのような基準からの見方が正しいのかどうかということも含めて、どのような分野でどのような立場の方がいらっしゃるのかということをもう一度、私自身、見つめ直す必要があるだろうと考えております。

次に関連法規とその周知方法についてです。先ほど御説明いただきましたように、労働契約とは直接に認められないような役務提供型契約については、これまで各省庁において様々な施策がなされてきております。それらを創造型役務提供契約という観点から見た場合に、これまでの検討された内容であるとか、適用可能性のある関連法規の中で、本検討に関して有益なもの、有用なものはどのようなものであるのかを再検討し、さらにそれを含めた検討結果を、直接必要としている人にどのように届けるのかということを考えなければならないと思います。3年ほど前になりますが、東京都の依頼で、フリーランスの法律問題という講演をやったときに、参加の方々が、えっ、そのような方法があったんですかと驚いていました。知らなかった方が非常に多かったことに私もびっくりしたことがあります。せ

っかくいいものができたとしても、それをどのように届けるのかということを検討する必要があるかと思います。

最後に私の専門である契約面からの注意点です。先ほどの法規とも関連しますが、契約に記載すべき内容として、健康管理、著作権、演奏等の二次利用など様々な問題が考えられますが、民法の観点からは、役務の提供という特徴をどこまで契約の中に入れることができるかが問題かと思います。これには準備過程、履行過程、履行後の問題が考えられます。簡単に申しますと、準備過程の問題としては、例えば自分自身での準備や稽古期間の権利義務についてどこまで明記するか。履行過程の問題としては、役務の不履行、約束違反を定義づけることができるのか。そして不可抗力などで履行できなかった場合、例えば舞台に出演できなかった場合の問題、民法では危険負担と言いますが、これをどの程度まで、どのような内容で明記するのか。履行後の問題としては、出演後に発覚した健康上の問題であるとか、映像・音声の二次利用の問題、さらには、近時ではSNS上での発言・発信などの規制といった問題も考えられそうです。これらの役務の履行の問題は、舞台スタッフのような有体物の製作、演出・演者の無体の純粹役務など、それぞれで内容が異なるのではないか、さらには芸術分野でも特徴があるのかと思っております。このような課題について、皆さんに教えていただきながら検討を重ねていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【上野委員】** 上野達弘でございます。私は著作権法を研究しておりますが、著作権法というのは、クリエイターや実演家を保護する法律でありますので、まさにこの文化芸術分野に関係する法律と言えます。ただ今の日本の著作権法は、権利の付与はしておりますけれども、その後のことについては何ら規制しておりません。たとえ強力な権利が付与されましても、それが不当に奪われてしまえば、クリエイターや実演家の十分な保護に至らないわけなんですけれども、日本の著作権法は著作権等に関する契約を規制する規定を一切持っていないのです。

これは欧米と比較しますと特殊なところでありまして、例えばドイツなどでは、クリエイターへの報酬が適正・相当でないという場合には、相当な額の請求を事後的に請求できることになっています。あるいは、ある作品がベストセラーになって大きな収益を上げた場合には、クリエイターがその収益から分配を受ける権利があるとされています。たとえ報酬について瑕疵のない合意をしたとしても、そのような請求することができるということになっているのです。また、フランスなどでも伝統的に著作権契約法がありまして、報酬についても、一括払いですと必ずしも適正な報酬にならないということで、基本的には比例報酬原則

を採用するように定められているところです。アメリカでも著作権契約法として終了権という制度があり、クリエイターが他人に著作権を譲渡しても、35年たったらそれを取消して、元に戻して再契約をすることができることになっているわけであります。

これに対して日本では、著作権契約法と呼ばれるものがほぼ皆無であります。これは成熟した著作権法が備えるべき5本の柱の1つを欠いているとも指摘されているところです。しかし、日本では、それがいつの間にか当たり前の状況になっているように思います。

ヨーロッパでは、2019年の指令によりまして、この著作権契約法について初めてEU内でハーモナイゼーションすることになり、今年の6月を期限としてすべてのEU加盟国が実施するということになっております。そこでは、比例報酬原則や、それを確保するために情報提供義務による透明性の確保、あるいは撤回権や、さらにはADRといったことまで定められているところであります。

こうした点につきまして、日本法でも考えるべきではないのかということが、学界でも議論になっておりまして、今年12月に予定されているALAI JAPANという学会、あるいは来年の5月に予定されている著作権法学会でも著作権契約法というテーマを取り上げるようになっております。ただ、従来の日本では、こうした問題について、先ほど御紹介がありましたようなガイドライン等のソフト・ローによって対処するという傾向が強く、現実問題として、立法に結びつくのはなかなか難しい現状にあるのではないかと考えております。恐らくこの検討会議においても著作権契約法の立法というのはテーマにもならないかと思えます。また日本は、欧米諸国と様々な点で社会状況も異なるところがありますので、直接欧米の制度を輸入できるものではないとも思います。しかし、従来の日本のような状態で本当にクリエイターやアーティストにとって必要な権利ないし利益の保護が実質的に担保できているかどうか問題になります。そして、この問題を考えるに際して、諸外国における著作権契約法の取り組みは参考になるものとするべきであります。

なお、日本の著作権法は今年がちょうど施行50年ということになりますけれども、立法のときには、著作権契約法みたいなものを導入することも議論はされていまして、最初の条文案にはクリエイターを保護するために契約を規制する規定もあったわけですが、最終的な法律案にはなくなりました。それから平成17年頃に、文化審議会でも、契約利用ワーキングチームというのが設置されまして、著作権譲渡契約の書面化に関する議論なども行われましたが、具体的な立法にはつながりませんでした。

したがって、今の日本の著作権法は、クリエイターや実演家に権利を付与するだけし

てあと知らない、という感じになっているんですけども、今まで著作権契約法に関する議論がなかったわけではないですし、こうした問題はちょうど今、労働法ですとか民法の先生にもいろいろ御指導いただきたいのですけれども学界でも議論が始まっているところでもありますので、そういった点も注目していただければと思います。また、このような機会に、先生方の御指導をいただきながら、私も勉強していきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【佐藤委員】　　続きまして、私は、弁護士の佐藤大和と申します。レイ法律事務所の代表弁護士で、芸能人の権利を守る日本エンターテインナーライツ協会の共同代表理事を務めております。現在、私は、実演家側の弁護士をしており、実務を通して芸術家等、特に実演家側の権利問題や活動環境の問題について研究している弁護士となります。現在、アーティスト、俳優、クリエイター側から、弁護士として多くの相談を受けております。契約に係る課題としては幾つかございますが、本日はそのうち、まず5つについて申し上げたいと思っております。

まず1つ目としまして、契約内容について、そもそも実演家側が交渉、協議をすることが難しい環境であることが1つ目の問題点だと思っております。これは、単に交渉することで、発注者側がその実演家を選択しないことや、いわゆる干されてしまうことなどが起きているということになります。このように単に交渉等を行うことで、今後の実演家としての活動が妨害されてしまうというところが少なからずあるという実態があります。

次に、2つ目としまして、今回の主な検討課題として、契約書がないことによって生じる問題でございますが、主に私が実務をしながら抱えている課題としましては、むしろ契約書があることによって生じる問題が多くあると感じております。

具体的には、簡単に申し上げますと、契約書の中で、実演家側の知的財産とその報酬権が適切に保護されていないことが多くございます。また、権利の性質上、譲渡ができないとされている権利が事務所の帰属になっていることも多くあります。そして、最低賃金にも満たない報酬が多く、適切な報酬が保護されていない、報酬の流れが不透明になっている場合があります。報酬に関しましては経費を控除されることがあるんですけども、経費について全く開示されないため、諸々と経費を控除された結果、報酬がゼロというところも少なからずあります。さらに、事務所に解除権があつて、実演家側には実質的には解除権がないというところも問題点としてあります。この実質的にというのを申し上げたのは、仮に事務所側にマネジメントの債務不履行があつたとしても、事務所側はそれを容易に認めず、実演家の肖像

を自らのホームページから削除しないという行動に出て、実質的に解除を認めないというケースも散見されます。

また、実演家の自死等も非常に増えております。

こういった背景から、ハラスメント、過重労働などが問題になっており、実演家側の安全配慮、健康配慮が契約書の中、実際の中でも十分になされていないというところも問題点としてあります。その他、実演家側のみが著しい義務を負う契約書も多々ございます。例えば、同じグループのメンバー間での連絡禁止、恋愛禁止、また、事務所を辞める場合は多額の違約金を求めるというケースもございます。そして、事務所から退所する際には競業避止義務や守秘義務を設けられたり、SNSの削除を求められたりするケースもございます。また、中には芸名を使うなというケースもございます。私が今まで担当してきた案件で一番不当だと感じたのは、事務所を退所した場合、芸能活動をもう二度としてはいけないという条項があったこと、このような合意を強制させられたケースでございます。このような形で、契約書があることによる問題というのも多々ございます。

もちろんこの前提として、そもそも各契約の法的性質、これをどのように考えるかという問題もございます。これは芦野委員の論文にもございますが、労働契約と考えるのか、委任契約と考えるのか、無名契約と考えるのか、非常に複雑な問題になっています。また関わってくる法律も、独占禁止法、下請法、労働法令、著作権法、このような形で、契約書がなかなか文化として育たない理由としては、法律関係が複雑で、どのような法律を適用していいかが不明確であることもあるとは思っています。

ところで、今私が担当している中ではございますが、基本的に芸能事務所と実演家との間のマネジメント契約書はあることが通常です。ただ、出演契約という形では、私自身もテレビ出演等をしてコメンテーター等をしたこともあります。書面で締結されていないという実態が多くあると思っています。

3つ目としまして、このような、契約書を締結することがあることによって生じる問題がございますので、行政が適切かつ柔軟な契約書のひな型、ガイドラインを示しつつ、理解を促し、実演家の権利意識を同時に育てていくことが私は大切だと思っています。私自身が実演家側の弁護士をしておりますが、実際に実演家の方に話を聞くと、トラブルになった、もめたときに初めて契約書を見た、中身を見たという方々もいますので、この教育啓発というところに対しては重点的に取り組んでいくべきだと思います。私自身も厚生労働省の労働教育委員会等の委員を務めていた経験もございますが、高校、もしくは大学等で、契約の



教育というのも進めていくべきとは思っております。

時間が参りましたので、最後に残り2点を短く申し上げます。私は、実演家の移籍が活発でないことも問題であると思っておりますが、今回の契約書の検討においては、移籍金の条項等を設けるなど、事務所側もビジネスではございますので、しっかりとビジネスとして、実演家に対して投資したお金等を回収できるような契約書や仕組みも検討しなければ、たとえ実演家側の保護に適した契約書を作ったとしても業界内においては普及しないと思います。ですのでビジネスというところも意識しながら契約書のひな型は作っていく必要があると思えます。

最後に、個人的には重要だと思っている点を述べさせていただきます。ほかの分野のフリーランスと違いまして、この芸術分野、芸能分野というのは、未成年者、児童の働き手が、フリーランスが非常に多いといえます。そういったところから、児童・未成年の実演家の権利や活動環境の保護というところも契約書でしっかりと定めていく必要があります。例えば韓国の公正取引委員会では、実演家の標準専属契約書のひな型を示していますが、そこではしっかりと児童の権利保護についても規定がありますので、ぜひとも御参考にしていただけたらと思います。

最後になりますが、私自身、これまでたくさんの実演家側の権利関係を扱ってきたため、多くのひな型等、私自身も契約書を作っておりますので、今回、もしたたき台になるようであれば、私自身それは全て、この検討会議に提供していきたいと思っております。

以上になります。

**【末吉委員】** 弁護士の末吉亙と申します。私は2004年以来、文化庁の著作権分科会の小委員会に参加をしております。現在は基本政策小委員会で、クリエイターへの対価還元と権利処理円滑化という、ずっと提出していない宿題をもう1回最終的にとといいますか、まとめ上げるということの検討をしております。

他方、2005年から2009年までは、放送局と著作権者、著作隣接権者の権利処理関係の環境整備の調整役をやってまいりました。このとき、2007年ぐらいでしたか、放送番組における出演契約ガイドラインなどというのが策定されておりますし、放送局がネット配信する際の契約ガイドラインなどというものも3件ばかり、これは2010年頃策定をされております。2010年からは、今度は総務省のプロジェクトで権利処理窓口の一元化の実証実験の調整役をやったり、2017年からは、文化庁の実証実験にて、音楽の権利データベースの整備、これの調整役を務めてまいりました。今年でございますが、「音楽権利情報検索ナビ」というも

のがようやく完成をして、まだまだ改善は必要でございますが、そこまで至りました。

そういう私の立場から、この検討会を拝見いたしますと、クリエイターのための契約慣行の是正ということの検討は大いに意義があると私も考えております。ただ、ガイドラインの策定だけではやはり進まない。エンフォースメントがぜひ必要でございます。そのためには監視ということも当然必要だと思います。特にお示しいただいた検討課題の関係では、4ポツの支援、ここは作成支援となっておりますが、もう少し広い支援ということが、この文化芸術分野ではやはり必要なのではないかと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

【田栗委員】 新国立劇場運営財団の田栗と申します。新国立劇場運営財団は独立行政法人の日本芸術文化振興会から新国立劇場の管理運営を包括的に委託されている公益財団法人でございます。私は、劇場が1997年に開場した、その年に財団に入職いたしまして、それ以降はずっと事務職として働いてきた人間です。開場のときから大体10年間ぐらい、制作の、主催公演関係の契約実務に関わったので、多分そういった関係で今日、この席に座っているのだと思います。ただ私自身は専門的な知見が何かあるというわけではないので、こういった形でお役に立てるかというのは非常に不安なところはあるのですが、現場の実務に携わった人間として、その経験の中から何かお伝えできることがあれば申し上げていくのかなと思っております。

課題認識ということでは、今日いろいろなお話、全体像がやっと見えたところで、これからまた考えたいとは思っているのですが、契約の書面化ということに関して、少しだけ新国立劇場の状況を申し上げたいと思います。新国立劇場というのはオペラ、バレエ、ダンス、それから演劇という、幅広いジャンルの公演をやっているのですが、基本的にプロデュース公演ということで、公演を成立させるために1つのカンパニーと単発の契約を結ぶということではなく、今申し上げた様々なジャンル、それからいろいろな職種のアーティストやスタッフとそれぞれ個別に契約を結んでいかなくてはいけないということで、大体年間通して公演をやっているので、常設小屋として、多種多様な契約のひな型を作成して、日常的にそういう契約実務をやっております。

実は新国立劇場が開場した当時は、アーティスト自身も契約を交わすことに慣れていなかったもので、面倒くさいと言われることが多くて、例えば契約締結に収入印紙が要るんですけども、それを準備してほしいと言うと、ちょっと面倒くさいから嫌だとかと言われるようなことも、当時、そんな話もあったのですが、最近では、逆に劇場のほうから契約書

を交付するのが遅くなると、もっと早く出してくれと催促されるような状況になってきていますので、この劇場ができたことで、私自身の周りぐらいなのかもしれませんが、業界的に契約意識というのが多少出てきているかなと、多少そういうところでは寄与できているかなとは思っております。

ただ、先ほどもお話に出ているように、書面化すればいいというだけではなくて、そこには内容面とかいろいろな課題もあると思っております。今、我々がやっていることがそんなに理想的なのだとはもちろん思っておりませんので、この会議を通じて、ぜひ私も勉強させていただいて、その成果を劇場に持ち帰ればと思っております。

もう1点、そういうことで私は今、劇場の側の立場なのですが、契約する側には劇場とアーティストとあるわけで、芸術面では両者協力し合っているいい舞台を創っていくということなんですけれども、契約という局面ではやはり当然、お互いの利益状況が変わってくる。私自身はその一方当事者の立場なので、アーティストとの間の利益状況の中で、どの辺りでバランスしていくのかとか、あるいはそういったことを、どういう形で方針として示すのか、文化庁のほうで公的な立場からどういう線をお示しになっていくのか、あるいは示さないで、ある程度のオプションとか方向性を示すのかという辺りが、今後課題になってくるのかと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【塚口委員】** ありがとうございます。特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワークの塚口麻里子と申します。この度はこのような機会をいただきましてありがとうございます。私ども、舞台芸術制作者オープンネットワークは、通称ON-PAM（オンパム）、Open Network for Performing Arts Managementという英語名の略でON-PAMと呼ばれています。舞台芸術制作者が主体的に参加いたしまして、国内外で活動している会員制ネットワーク組織です。現在、正会員が174名いまして、日本全国、また海外在住の方で構成されています。

舞台芸術制作者といたしますが、アートマネジャー、プロデューサーといった、作品と観客をつなぐ、いわゆる企画制作を行うものと定義いたしまして、その専門職のネットワーク組織として活動しています。会員の所属は様々で、公立劇場や財団職員として制作に携わっている人から、制作会社、民間の制作会社ですね、あと劇団やカンパニーの制作者、そしてフリーランスとして活動する制作者などが含まれています。制作者という立場上、契約の際には発注者側にもなり得る、または受注者側にもなり得るという特性を踏まえた上で、本検

討会議の趣旨にあります、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図るとい  
うことに関しまして、3つの課題を共有させていただきたいと思います。

1つ目が、この会議の本題でございます契約書に関することです。コロナ禍において、講  
演の延期・中止が相次ぎまして、その際に契約書が結ばれていない、不可抗力項目があつて  
も明確に記載がないといった理由で、キャンセルに関する補償が得られないという問題が  
起きました。同時に主催者側にとっても、この事態において、一緒に働いていた方へ何らか  
の支払いをしたい、せねばいけないという意識はあったものの、払うための根拠となる契約  
書がなかったという問題が起きました。

私どもではそういった議論を踏まえまして、契約に関する実態調査として、舞台芸術制作  
者向けに、発注者向け、受注者向けのアンケートを実施いたしました。その中で、発注・受  
注に当たり、7割が契約書を締結していなかったという結果が得られました。こちらは文化  
庁ほかのアンケート結果でも同様の数字が出ているかなと思います。また、締結しなかつた  
理由といたしまして、受注者側のアンケートでは、「発注者から提示されなかったから」が  
最も多い中、発注者側は、「相手方と信頼関係があり不要と考えた」という回答が最も多く、  
そこにずれがかなり生じているということがあります。受注者側から申出が困難な状況と  
いうのが推察されます。

こういった背景もありまして、私どもON-PAMでは2020年、昨年7月に「舞台芸術事業の  
契約についてー持続可能な創造環境整備のためのステートメント」を発表いたしました。こ  
の中では、業務内容、条件等を整理した契約書、覚書、発注書等の書面を発注者、受注者が  
交わすことの重要性を改めて認識し、事業実施に当たり適宜必要な手続を行うこと。これは  
やっぱりこれまでの慣習を改めて、契約書をきちんと締結していこうというステートメント  
です。

その際、舞台芸術事業に関わる受注者、発注者が双方の立場を尊重することで、実演家、  
テクニカルスタッフ、制作者など、舞台芸術の創造現場に携わる人たちが安心して業務を担  
えるようにすること。こちらが契約書に関する2点目なんですけれども、やっぱり受注者、  
発注者における力関係の差、ギャップなどがありますので、そちらを、どちらかが一方の力  
を行使するようなことがなく、特に弱い立場にある受注者の権利を守っていくというよう  
な姿勢を発表して改めております。

2つ目の課題といたしまして、情報や支援の地域格差の問題というものがございます。な  
ぜこのことを問題、課題として共有させていただくかということなんですけれども、この後

の議論で契約書のひな型ができてどのように運用していくかというときに、私としましては、相談窓口といった支援、支援策が必要だと考えておりますが、現在の支援の中でもやっぱり地域格差があると。例えば、私ども昨年の文化庁の継続支援事業の事前確認番号を発行いたしました、その中で、1,167件、番号を発行したうち、東京都の申請者に発行したのが327件で最も多く、一方で12都道府県でゼロというような数字も出ています。このような格差において、やっぱり支援策を考えるとこのことは忘れないでおきたいと思います。

3つ目の課題といたしまして、創造環境におけるハラスメントの問題、こちらを共有したいと思います。表現の現場調査団が行った、『表現の現場ハラスメント白書2021』の中では、回答者1,449名のうち、1,195名が何らかのハラスメントを受けた経験があると回答しています。こういったことはハラスメントを受ける側の問題、活動を継続できなかつたり、被害がそのままであるというような問題があると同時に、主催者側にとっても、創作現場でハラスメントが起きるということは、様々なリスクとなります。そういった意味で、創造環境におけるガバナンスの向上の必要性が改めて認識されているところでございます。

以上3点の課題を共有させていただきました。その中で、我々が実践として行っているものが、現在も実施中なんですけれども、「舞台芸術の「契約」にまつわる連続講座」というオンライン講座です。また、この会議でもありますように、モデル契約書ひな型の作成を我々独自でも舞台芸術制作者が使うひな型の作成を行っております。その議論の中で、やはりひな型だけ作っても活用されなければ意味がない、そういったことに関して、ガイドラインの作成、また相談窓口といったものの重要性についても私どもで今議論しているところでございます。本会議でもそういったことを検討できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【寺田委員】** 続きますのですが、舞台の技術スタッフ、そちらを代表しまして、全照協、及びスタッフ連合会の寺田でございます。どうぞよろしく願いいたします。まずは契約当事者である我々を御招聘いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。何といたっても我々が契約書を書かなければどうしようもないわけで、実際問題としていろいろなガイドライン、法令等々、もちろん出ますけれども、ビジネスとして我々ができなければ、当然、普及しないわけですから、現状として、長澤先生のお話もありますけれども、やはりインセンティブというか、我々にとってもメリットは何だろうということも考えなければいけないかなと思っています。

私どもの団体、全照協と申しますけれども、全国舞台テレビ照明事業協同組合と申しまし

て、文化芸術に関わる照明を手掛ける事業団体でございます。本日御出席いただいております経済産業省コンテンツ産業課の高木課長の所管ということになりますのでよろしく願いをいたします。

おかげさまでコロナ禍のこの1年半、各省庁の皆様の御助力で、何とか息をつないでおりますけれども、もう死ぬ寸前です。さらにこういう状況ですので先が見えない状況でございます。引き続きの御支援をお願いしたいところでございますが、今回のこの契約書につきましては、私ども照明だけの問題では当然ございませんので、舞台監督、大道具、照明、音響といった、全ての技術スタッフの事業者団体でございます、スタッフ連合会と申しますけれども、その代表として私が1つ考えをお話しさせていただければと思っております。

まず、省庁の方々のお話にもあったのですが、フリーランスが多いというお話なんですが、私どもの場合は真逆になります。ここのところは必ず押さえていただきたいのですけれども、私どものスタッフは大多数が、我々法人事業者に雇用されている労働者になります。要は雇用契約に基づく関係が大多数だということです。これはなぜかと申しますと、私どもの業務というものに対しては、建設業同様か、それ以上の危険を伴う業務が必要だということになります。例えばオリ・パラが行われて、皆さん、開会式、閉会式、御覧になられたと思っておりますけれども、あれはもともと競技場ですね。ですので競技場は何もないわけですが、そこにああいった演出効果を設置するということは、何もない空間に何かしら入れなきゃいけないということです。専用の演出のための特殊機材を、高所等に設置し、操作し、今まさにやっておりますが撤去が必要となります。

ということは私どものスタッフに対しては、高度な技術と、これも大事なんですけど、これは厚生労働省さんがよくお分かりだと思いますけど、私どもは労働安全衛生法の遵守というのが確実に求められるわけですね。それと、あつてはならないことですが、万が一の死亡事故があった場合には遺族側に対しての補償ということを構えてしなければいけません。そういったことを考えますと、これは業務委託契約ではとてもじゃないけどできないんです。なので雇用契約にせざるを得ないという状況があり、私どもの業界は全国に約6,000社、全体として60万人と言われている従事者がおります。先般申し上げたように、ほとんどが雇用の契約者になるということになります。フリーランスの割合は約1割程度と僕らは目算をしておりますが、1割ということは6万人ですね。ですので恐らく今回のこの件で、よくも悪くも、影響を受けるのは私どもやはりスタッフになるんでしょうねということはあるかと思っております。

クライアント様の名誉のために申し上げておきますと、契約書がないことが契約がないということでは当然ないわけですね。契約書があろうがなかろうが、これまでも多くのクライアント様からきちっと御入金をいただいております。このことは事実として申し上げておこうと思いますが、私どもとしては、今、この契約書の必要性というのは急速に高まっています。作らなければいけない状況にまず追い込まれている。

なぜか。コロナ禍で行政からの支援に求められているということが1つございます。それと、私どもの産業はPFI事業も行います。指定管理者制度、それは入札をしなければいけない。それから多額の設備投資が必要になりますので、行政、金融機関から、要は適格事業者がどうか、いわゆるコンプライアンスを厳しく求められるということがございます。我々の業界の実態として下請法、独禁法、労働関係法等々の適用であるとするならば、コンプライアンスに即さないとう受注ができなくなるということがあるということです。そうしたことから、私どもと実演家とでは、検討内容とか、法令解釈の角度が違うのではないかなという気がしておりますので、別の御議論が必要かなという気もしております。

そしてこれが最後になりますが、最大、我々懸念しているのが2023年のインボイス制度でございます。我々ちょっと甘く見ていたところがございます。ただし、コロナ禍で疲弊した我々に免税事業者分の消費税を負担する余力はありませんよ。ですので、フリーランスであろうが、中小零細の町工場であろうが、課税事業者届を出していただかないと、我々の経営上、取引を避けざるを得ないということです。ただ委託先が課税事業者かどうか分かりませんから、契約書等々で確認するという工程も必要になるかもしれません。納税というのは国民の義務ですから、当然、インボイス制度をどうして入れるかという重要性はもちろん理解しておりますが、同じくコロナ禍で疲弊している委託先の立場で物を考えたときに、簡単に割り切れないということも事実だと思います。

そうしたことを学者の皆様、法律関係者の皆様のお知恵をいただいてクリアしていくことで、我々全国の会員企業の助けとなる契約書、さらにはインボイス制度に対応した請求書のひな型をお示しして、いろいろな研修会等々を通じて普及させていくことが業界の維持と発展と成長ということにつながろうかと思っておりますので、何卒よろしく願いをいたします。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**【前田委員】** 弁護士の前田哲男と申します。私は弁護士として著作権関係の問題を比較的多く取り扱っております。本検討会議の趣旨に関して私が現時点で感じていることを述べさせていただきます。と思います。

文化芸術分野の担い手である芸術家等が一方の当事者となる契約についての契約書ひな型を検討して、書面化を推進していくというのが本検討会議の趣旨と理解しておりますけれども、文化芸術分野における契約と言っても様々なものがございまして、なかなか一律には論じられないのではないかと私は思います。この点、先ほど御紹介いただきました福井先生の御意見に、少数のひな型に押し込められるような定型的なものではないという御指摘がございまして、私も福井先生の御意見に賛同いたします。芸術作品の中には、1人の芸術家が単独で創作する作品もあれば、製作主体が製作資金を投入して、その企画の下で多数のクリエイターの成果を結集する、そういった形で製作されるコンテンツもあります。また、企業や商品のキャラクターマークだとか商品用広告写真なども文化芸術分野に入るのだらうと思います。それらのうちのどのような作品を想定するかによって、検討すべきファクターは大きく異なってくると思います。

もっとも、長澤先生から御指摘がありました、依頼時の約束に反した一方的なキャンセルであるとか、対価の減額であるとか、あるいは芦野先生から御指摘ありました危険負担の問題であるとか、いろいろな場面で共通して論じることのできる問題もあるかもしれません。もっともそういう問題は、必ずしも文化芸術分野に特有の問題ではなくて、もっと一般的な問題ではないかと思えます。

ちょっと先走り過ぎかもしれませんが、私は文化芸術分野全体で活用されるような、汎用的で詳細な契約書ひな型を作成するというのはかなり難しいと思います。ひな型を作成するといいたしましても、重要ポイントを抜き出したものにするか、あるいは柔軟性の高いものにする必要があるのではないかという気がしております。先ほど福井先生から、契約書がかえって問題を複雑にしている場面もあると、また佐藤先生からも同様の御指摘があったかと思えます。他方で、契約書の必要性の御指摘も多くあるところなのですが、この矛盾点といいますか、対立点というのは、ひな型を重要ポイントに絞るということで解決が可能になってくるのではないかと思えます。その観点で、先ほど中小企業庁様から御紹介いただきました、資料の6-1の最後に掲載されているひな型では、1から6までの記載がございましてけれども、これはかなり対象項目を絞った形で作られていると思います。これは、私は今回の検討会議でも大いに参考になるのではないかと思えます。

私からは以上です。

【森崎委員】 俳優の森崎と申します。今回はこのような機会を頂戴いたしましてありがとうございます。私どもはこの4月に、芸能に従事する実演家及びスタッフに初めて適用さ



れた法的保護である特別加入労災保険の運用のため、全国の芸能従事者の加入の窓口となる全国芸能従事者労災保険センターを設立し、安全基準の策定と事故防止対策、安全衛生の改善に日々励んでおります。

昨年、法改正のために芸能従事者の労働災害を調査し、厚生労働省の審議会で54の事故例を発表いたしました。そのうち27名が死亡している重篤な死傷事故がございました。また、安全衛生の実態も著しくよくない調査結果が出ており、資料の10ページにお示ししております。トイレがないことがあった方が6割のほか、更衣室がないが約8割、ハラスメント防止対策が義務化されていないことで被害を受けた後に4名に1人が仕事を辞めており、深刻な後継者問題になっております。

契約に関しては、例えば資料7ページにお示しいたしました著作隣接権による二次利用料も、契約したいという方が6割以上にもかかわらず、契約していない、分からないという方が8割いらっしゃり、御自身の再放送や再利用を把握していない、分からない方が9割近くいらっしゃいます。

文化庁助成による調査によりますと、5年前から、約半数以上の方が兼業を含めた年収が300万円未満とかなり低所得のため、収入につながる適正な契約は切望されていることと存じます。

資料2ページにお示しいたしました、法改正された労災保険法にかかる労働基準局長通達で、労災保険の災害認定についての部分をお示ししておりますが、災害の認定における業務遂行性は契約に基づく作業とされており、やはり契約が重要です。このため、既にUberがスマートフォンを使用して契約しているものと同様の受注者本人が契約実態をデジタルで証明できる芸能従事者向けの契約実態証明アプリを企画し、法改正時の4月から各省庁に御提案をさせていただいております。

一方、フリーランスの芸能従事者には、雇用労働者にあるセーフティーネットがなく、コロナになっても傷病手当金がない、取引先が倒産しても貸金未払確保制度がなく、キャンセル補償もない。産休も育休もワクチンのためのコロナ休暇もない。しかも建築業を上回ると言われている重層下請構造があるために、安全管理責任者がいなく、トイレもない、ハラスメント研修やストレスチェックもなく、メンタルケアの相談窓口もございません。全て喫緊に必要と存じます。

この問題は、4ページから6ページにお示ししております。4省庁連名で、今年3月に厚労省安全課から発出された通達の「芸能従事者の就業中の事故防止対策の徹底について」で、フ

リーランスと労働者、双方の芸能従事者に対して、トイレや更衣室の整備、ハラスメントに対して相談できる体制の整備を推奨されてございます。

また、12ページの調査結果にお示ししたとおり、仕事でストレスを感じている方が97.8%もいらっしゃる、仕事が原因で死にたいと思ったことがある方が53.3%もいらっしゃいます。厚労省の過労死防止推進協議会では、音楽、映画、演劇などの芸術芸能分野の長時間労働が指摘され、新しい大綱で研究対象に追加されてございます。

そして13ページにございますとおり、コロナ禍で俳優の自殺報道が数回あり、その日時に呼応して、自殺者の数が増幅してございます。社会的影響を配慮し、速やかに改善に努めるべきと考えております。どうか適切な保護につながる御議論ができますように願っております。よろしくお願いいたします。

【大和委員】 芸団協の大和と申します。芸団協は俳優、音楽家等、実演家が個人加盟している団体と、劇団とかオーケストラ、そういう団体が参加している組織が入ってまして、いわゆる芸能実演家界の職能団体の連合体、70団体が加盟しております。仕事としては、実演家著作隣接権センターの運営と、実演芸術振興のための仕事を行っております。そういうような立場で、今日は概括的な報告をさせていただきたいと思っております。

今日、各省庁の取組を伺いまして、この間のコロナ禍を受けていろいろな問題解決の一つとして、フリーランスのガイドラインという形で進んできたということ非常に驚いているとか、びっくりしたことがございます。私どもも文化庁で実施したアンケートのこととか、他省庁の検討について断片的には知っておりましたけれども。ただ、問題の1つとして、この中で事業関係のフリーランスのは議論されていますが、実演家のことについては、特に映画は実演家は除くと書かれており、多分、実演家のことを全部除外して、これらのガイドラインは考えられてきていると考えたほうがふさわしいのではないかと思います。

ガイドラインの作成と契約問題の議論については、私ども感じているのは、2002年の知財立国、クールジャパン戦略という形で、日本のソフトパワーを世界にというような流れの中で、いろいろな検討が進められてきたと。1点ありますのは、先ほど末吉先生が御指摘になりましたように、経団連が音頭を取って、「映像コンテンツ大国を実現するための検討会議」で「放送番組における出演契約ガイドライン」というものがまとめられて、放送番組における出演ということについては最低限の議論がまとめられました。そのときの背景は、作品のマルチユースという問題の条件の整理をすることと、実演家にとってかなり深刻である安全管理と、誰が責任を負うのかという問題について議論がされた経緯があって、こう

いう蓄積が1つ放送番組ではあるということでございます。そして、その議論の場には、実演家団体、放送局、番組制作会社、そして関係各省庁が参加して、経団連、及び知財本部が事務局をやってきたという経緯がございまして、こういう場を持つということは契約問題を考えるのに非常に有効な場ではあるのではないかと考えています。

そして昨年のコロナ禍で、実演家とスタッフが仕事を喪失、収入を失うという事態で、この問題が大問題になった。実演家だけでなく、他のフリーランスも飲食企業も含めて大きな問題になったのだらうと思います。それによって政府がこの問題に取り組んだということについては、まだフリーランスという漠とした観点だけで来ている。今までどちらかというところと政府の検討は、コンテンツ産業振興を軸にして考えられてきておりまして、産業の重要な担い手である芸術家、実演家、スタッフ、私たちの考えをきちっと捉えて、この検討会がどういう方向性を出してくれるのかと、出さなきゃいけないのか、非常に意義を感じているし、期待を持っております。

それでは実演家の契約問題について、今までいろいろな先生方の御指摘、いろいろございました。実演家の問題というのは一番、多様性の問題というか、仕事によって、舞台、放送、映画というものによってかなり成立関係、契約関係が複雑である。それと分野、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能、それぞれが多様に存在していて、先ほど指摘がございましたけれども、非常にそこら辺をどう考えていくかという問題が重要になってくるだろう。実演家の仕事というのは雇用関係であるものと、先ほどの文化庁のアンケートでありましたけれども、依頼されて仕事に当たっているものと、自ら企画制作するものと、大体3つのパターンで営まれていて、1人の実演家がそれを複合的にこなしているという関係になっていて、今回ガイドラインで、どこをどうするのかという問題をきちんと整理しなきゃいけないだろう。

そして依頼された仕事ということで注目すると、1年間に多様な、不特定多数の制作者とか使用者から発注を請けるという関係です。そして仕事内容も断続的で、不定期で、非定型、1日の仕事もあるし、数か月の仕事もある。こういうような実態であって、拘束時間も多様であり、現行の労働法制とはあまりなじまないところがあるということがあると。芸団協の調査では、出演契約という形は大抵個人の問題として結ばれ、先ほどの文化庁の調査でも出ていますが何十年にわたって、契約書を締結する割合は低くほとんど変わっていない。その原因が何なのかということはあるかと思いますが、多分、出演契約を結ぶ必要がないという考え方もあるし、短期の仕事でその都度結ぶまではないような仕事、また、この芸術創造の世界はある面で狭い世界なので、問題もある反面、信頼関係で成り立っているところ

があって、そういう問題への配慮をどうするということがあるかと思います。

そしてもう一つは、大事な側面として、労働法、協同組合法を背景とした、ある程度の法的なバックボーンのある、バーゲニングパワーというか、交渉力というものがある、労働協約なり、何らかの協議が行われて、テーブルがあって、ある一定のものが決められる。標準報酬を決めるとか、最低の共通基本ルールを決めるとというのが一部で行われております。著作権法に基づく集中管理の問題もそうですし組織間との関係をつくるということが重要だと思います。個別契約だけに依存するのではなく、個別契約では間に合わない部分ということがあって、何らかの法的基盤の整備ということが重要なのではないかと。ただ、出演条件の事前明示ということが行われていないということは非常に問題であり、ここについて何らかのシステムをつくるということは必要だろう。そしてそれを関係者間、政府ともに共有するということが非常に重要になってくると思っております。

そして今進んでいる映画制作適正化や放送コンテンツ制作適正化のガイドラインについては、制作サイドに沿ったものができてきたということが出来つつある。あと舞台制作については、安全管理に重点を置いたガイドラインというものを、制作者、実演家、スタッフ含めて、業界挙げてガイドラインというものをつくっている。これを舞台出演契約関係まで広げた考え方をどうしていくかというような問題もあるかと思っております。

今回の検討は、最初の実演家の出演契約の問題提示であり、全ての分野、舞台、放送、映画の出演契約の基本を考える。先ほど御指摘ありましたように、あまりに多様なので舞台のところをやっていくのか。それと、今できつつある制作サイドでつくられているガイドラインとの関係性をどうするのかということもきちっと押さえておかないといけないのではないかなと思います。この辺はまだ、私もどういう方向で議論されようとしているのか、判らぬお聞かせいただきたい問題と思っております。

そして今回の検討趣旨にあります適正な契約関係を構築して、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指すとともに、この認識はやはり一面的だろうと思っております。日本にはこれまで、プロフェッショナルは歴然と存在していましたが、契約書の問題一つだけが問題ではないと考えております。今、いろいろ御報告ありました、労働法、独占禁止法、下請法、著作権法が適用されるものはちゃんと適用されるべきですけれども、今回の議論で、既存法の限界、そしてこれから漏れるものを何らかの手当をしていく必要があるのではないと思っております。そして一つの重要性を要素として、このガイドラインに基づき契約締結をきちっとしていく、実効性あるものとして、それだけではなく、やはりセーフ

ティーネットの問題をきちっと押さえて制度化していくということが重要になるだろうと思っています。

最後に、私ども芸団協が事務局を務めます文化推進フォーラム、今日、資料としてお出ししますけれども、コロナ禍における実演家、スタッフ、芸術家に対する影響というものをまとめておまして、かなり深刻な打撃を受けているというのが現状でございます。興行面の問題、個人の問題、団体の問題ということをつまみ取っておりますけれども、その中で、私どもは芸術家等が安心して仕事に取り組めるよう、業界全体が支える公的な共済制度というものが必要ではないかということをご提案しております。ぜひこういうことも含めて、文化庁の検討の中で、一方のこのガイドラインの検討と同等に扱っていただきたいと思っています。

そして、やはり先ほども申し上げましたように、文化芸術基本法というものがございまして、文化芸術の継承、創造、発展を図り、多元的な価値を生かして、教育、社会、経済の発展との好循環を図ろうということで、文化芸術立国を目指すということがうたわれておりますが、今回のガイドラインの流れと、文化芸術法の理念と、しっかりクロスするところで、やはり芸術家をきちんと産業の中に位置づけていくということが必要だと思います。やはり政府が今まで言ってきたソフトパワーの強化の核心的な問題だろうと思っています。この検討を進めつつ、セーフティ問題も含めて検討いただければということをおもっています。

【北村委員】 弁護士の北村でございます。大変遅れて参加しまして誠に申し訳ございません。先ほど来からのお話を、途中から聞きましたので、既に皆様から多角的な御意見が出ていると思いますので、私の問題意識だけ、一方的に、簡単に申し上げたいと思っております。

私は劇場ないしは劇団の立場でフリーランスの方たちとの契約をするということを多く扱っております。昨年からのコロナの問題で、公演が中止になるということが重なったものから、当初は公演がなかったから支払いはできないと。払う側からすればできないとなるし、しかしもらう側からすれば、そうはいかないということで、これをどうしようかというのが大きな課題として浮かび上がってきたことは皆様御承知のとおりであります。私たちはそのことでいろいろ悩みました。2年間の間いろいろ試行錯誤しました。一つの方法としては、妥当な補償制度、補償という言い方が妥当かどうかは分からないんですけども、妥当な補償制度というものを考えるべきではないかという方向での検討をしてきたという幾つかの劇団がございまして。

ただ、それはあくまでも試行錯誤というべきものでありまして、非常に限られた情報の中で、限られた角度からの検討にすぎない。つまり劇団、劇場といっても、大から小まで、物すごく格差があるわけですね。ですから、これらをいろいろな角度から情報を集めることによって、単純に割り切れない問題があるということをまず認識した上で協議をしていくということが必要になるのではないかという問題意識を持って、今のところ暫定的な結論を出しているという状況でございます。

先ほどから契約書のひな型の話が出ておりますが、契約書のひな型があるべきだというのはそうだと思いますが、ある方がおっしゃっておられるように、芸術分野といっても非常に広いわけですし、芸術家の結合の仕方といっても様々ありますので、当然そこには一律に決めることができない問題があるし、最終的には私的自治というところで収めざるを得ないということはやはり踏まえておくべきことだろうと。ただ、私的自治というのはとかく力関係で実質が決まってしまうというところがあって、対等な法律当事者だというものの、それはあくまで法律上の建前であって、現実にはそうではないというのはよく知られているところです。ですから、そうしたことを、一般社会における常識的な内容を盛り込むということは当然として、芸術分野の特性をどのように生かすことによって、私的自治の公平な実現を行うことができるのかという基本的な視点を決めていく、探っていくという作業がこの議論の中で極めて重要な位置を持っているのではないかと。そういう問題意識を持って、この会議に参加させていただきたいと思っております。

私はその意味では、ガイドライン的なものが打ち出される、そしてそれを公平な形で現実具体的な状況に応じて運用していくためにはどのようにやったらいいのかということの議論がなされるべきではないかという問題意識をこの間は持っております。そういう観点から参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。今、各委員の皆さんから非常に豊富な論点、問題点、あるいは課題を提起されたと思います。これを今後、整理をしまして、さらに検討を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

実は予定時間、終了時間はもう過ぎておりますが、もう少し御辛抱いただきたいと思えます。今後の進行についてのお話をさせていただきたいと思えます。

まず、本日出た御意見については、事務局にお願いですが、論点を整理して次回までにお示しをしていただきたいと思います。

それから今後、具体的な契約書のひな型案や分かりやすい解説案を作成するに当たって、

スタッフと実演家とでは、課題や契約に盛り込む内容が異なると思われることから、資料1の取扱い要領の3. (4) に基づき、資料9のとおり、今お手元にありますが、資料9のとおり、この検討会議の下に作業部会として、スタッフワーキンググループ、仮称でありますけれども、スタッフワーキンググループと実演家ワーキンググループ、これも仮称ですが、2つのワーキンググループを設置し、原案を作成していただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。また、これらのワーキンググループについては率直な意見交換ができるよう、非公開で実施することとし、後日、議事要旨を公開することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。この点について、皆さん御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このように進めていきたいと思っております。資料9のとおり、スタッフワーキンググループと実演家ワーキンググループ、ともに仮称ですが、設置し、それぞれの契約書のひな型案や解説案の原案を、今提起された様々な論点を含み込んだ上で原案を作成していただき、親会、ここですね、本検討会議で原案を基に議論を深める形にしたいと思っております。

なお本日の各委員の御意見をお聞きしましても、実演家については検討課題事項が多いようですので、まずはスタッフワーキンググループを先行させるのがよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。ワーキンググループのメンバーについては追って御連絡したいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。どうぞ。

**【根来基盤強化室長】** 鎌田先生、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、活発な御議論、どうもありがとうございました。

それでは、本日の御意見を踏まえまして、事務局におきまして、検討課題案及び論点を改めて整理させていただきまして、メール等で委員の皆様にご確認いただきたいと思います。その上で、まずはスタッフワーキングでの検討を始めたいと思っております。次回の検討会議では、スタッフワーキングでの検討状況を御報告させていただいた上で御議論いただきたいと思います。

次回の日程につきましては改めてお知らせをいたしたいと思っております。また、本日は初回ということで、お顔合わせも兼ねまして、皆様にお集まりをいただいたところでございますが、今後はワーキンググループも含めまして、リモートでやることも考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

— 了 —